

指定学科等について

(1) 国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科

学校教育法による

○大学・専門学校（4年制以上を修了した「高度専門士」）

○短期大学・高等専門学校（5年制以上）・専門学校（2年制以上を修了した「専門士」）

○高等学校・中等教育学校

を卒業された方に共通する指定学科です。

(注1) 専門学校卒業者は、「高度専門士」又は「専門士」の称号が付与された方のみ対象です。

付与されていない方は、19ページ(5)以降を参照してください。

(注2) 下表は高等専門学校（専攻科）には適用されません。高等専門学校（専攻科）を修了された方は16ページ(3)以降を参照ください。

(注3) 下表の学科名について、科目名が合っていれば末尾の「科」「学科」「工学科」はいずれにも置き換えることができます。

(例：電気通信科・電気通信学科・電気通信工学科でも可とする。ただし、農業工学科・農林工学科・森林工学科及び林業工学科を除く)

学 科 コード	指 定 学 科			
01	電気通信（工）学科			
02	電気（工学）科 情報電子（工学）科 電気工学第二科 電気電子システム工学科 電子技術科 電子情報システム（工学）科 電力科	応用電子工学科 制御工学科 電気情報（工学）科 電気電子情報（工学）科 電子工業科 電子通信（工）学科	システム工学科 通信工学科 電気設備（工学）科 電子（工学）科 電子システム工学科 電子電気工学科	情報工学科 電気技術科 電気・電子（工学）科 電子応用工学科 電子情報（工学）科 電波通信学科
03	土木（工学）科 造園（学）科 開発工学科 環境開発科 環境設計工学科 環境緑地科 建設基礎工学科 構造工学科 森林工学科 造園工学科 造園林学科 土木環境工学科 農業開発科 農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く） 農林工学科 緑地土木科	鉱山土木学科 治山学科 海洋開発（工学）科 環境建設科 環境造園科 建設（工学）科 建設工業科 資源開発工学科 水工土木（工）学科 造園土木科 地質工学科 土木建設工学科 農業技術学科	砂防学科 農業土木（学）科 海洋工学科 環境（工学）科 環境土木科 建設環境工学科 建設システム（工学）科 社会開発工学科 生活環境科学科 造園緑地科 地域開発科学科 土木建築（工学）科	森林土木（学）科 緑地（学）科 海洋土木工学科 環境整備工学科 環境緑化科 建設技術科 建築土木科 社会建設工学科 生産環境工学科 造園デザイン（工学）科 土木海洋工学科 土木地質科
04	都市工学科	環境都市工学科	都市システム（工学）科	
05	機械（工学）科 機械工学第二科 機械情報（システム）工学科 建設機械科 交通機械（工）学科 生産機械（工学）科 船舶海洋（システム）工学科 動力機械工学科 学科名に関係なく 機械（工学）コース	エネルギー機械工学科 機械工作科 機械精密システム工学科 航空（工学）科 産業機械（工学）科 精密工学科 造船科 農業機械（学）科	応用機械工学科 機械航空工学科 機械設計科 航空宇宙（工）学科 自動車（工業）科 精密機械（工学）科 電子機械（工学）科	機械技術科 機械システム（工学）科 機械電気（工学）科 航空宇宙システム工学科 自動車工学科 船舶工学科 電子制御機械工学科
06	建築（学）科 建築設備工学科 造形工学科	環境計画学科 建築第二学科	建築工学科 住居科	建築システム科 住居デザイン科